



# ソ連・ロシアの政治変動40年 —研究者として同時代人として振り返る—

上智大学外国語学部ロシア語学科 上野 俊彦

# 1. 前史



1977年6月「ブレジネフ憲法」草案公表。

1977年10月「ブレジネフ憲法」採択。

1979年12月 アフガニスタン政府の要請により、ソ連、軍隊を派遣（西側は「アフガニスタン侵攻」と非難）

1980年7-8月 西側諸国、モスクワ五輪ボイコット。

1982年11月 ブレジネフ書記長死去。アンドロポフ書記長就任。

1984年2月 アンドロポフ死去。チェルネンコ書記長就任。

1985年3月 チェルネンコ死去。ゴルバチョフ書記長就任。

1974年4月 慶應義塾大学法学部政治学科入学。政治学、ロシア語を学び始める。

1975年4月 ソ連研究ゼミを選択。ロシア近現代政治史・法制史を学び始める。

1977年12月 卒業論文「レーニンと労働者民主主義」提出（1978年3月公刊）。

1978年4月 大学院法学研究科政治学専攻修士課程入学。

1980年1月 修士論文「ロシア革命における工場委員会運動について」提出。

1980年4月 博士課程入学。

1982年3月「ソ連における政治研究の発展」公刊。

1983年9月「ソ連における政治研究の現状－政治システム概念の導入をめぐって－」公刊。

1984年11-12月「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」公刊。

## 1.1. 「ソ連における政治研究の発展」(1982)

- 1960年前後の「ソ連政治(国家)諸科学会」成立の背景、独立した学問分野としての政治学の承認をめぐる論争、マルクス・レーニン主義と実証的経験的社会科学研究との関係に焦点を当て、ソ連における政治研究の発展と現状を解明。
- 1965年2月の「ソ連政治(国家)諸科学会」第4回年次総会における、「共産党の活動の徹底的な研究の必要性」、「社会主義のもとでの一党制と多党制の問題」、「国家権力の地方および中央の諸機関の選挙の・・・複数候補制、複数投票制、多数代表制についての問題」などについての議論に着目。
- 1960年代半ば以降、西側の政治学の諸概念とアプローチの研究が活発化、西側政治学における政治システム論が導入される。
- 「システム論の研究の深化の直接的な結果は、現在のソ連においては、マルクス・レーニン主義の理論的相対化、比重の低下と、比較分析、おそらくは東欧の革新的政治体制とのそれによる、ソ連の現存体制の改革への要請となって現れてくるように思われる」と結論。



## 1.2. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論 への一考察」(1984)

- ブレジネフ期のソ連の研究者が自国を認識するための基本的分析枠組みとして用いていた「発達した社会主義社会の政治システム」概念の成立の経緯とその内容を説明。
- 「発達した社会主義社会の政治システム」概念は、ソ連社会の経済発展とともに、その政治的変化を認め、「政治システム」の構成要素としてソ連共産党を位置づけることで、共産党の客観的研究と革新的な主張に一定の基礎を与えた。
- 「発達した社会主義社会の政治システム」概念は、「ブレジネフ憲法」にも導入され、その結果、ソ連共産党の役割と機能について、初めて憲法に規定された。
- 憲法最終草案で追加挿入された第6条第3項「すべての党組織は、ソ連憲法の枠内で活動する」という規定は、共産党が憲法の規制対象に組み込まれ、共産党に憲法および法令の遵守義務を求める考え方が成立したことを意味し、立憲主義へ向けて大きな前進となった。



## 2. ペレストロイカ

1985年3月 ゴルバチョフ、ソ連共産党中央委員会書記長に就任。

1986年2-3月 ソ連共産党第27回大会、新しい綱領と規約を採択。

1987年1月 ソ連共産党中央委員会総会、「ペレストロイカと党の幹部政策についての決定」を採択。

1988年6-7月 ソ連共産党第19回全連邦協議会、「ソヴィエト社会の民主化と政治システムの改革についての決議」を採択。

1988年11-12月 ソ連最高ソヴィエト臨時会期、憲法改正とソ連人民代議員選挙法を採択。

1989年3月 初めての複数候補による競争選挙によりソ連人民代議員選挙を実施。

1990年7月 ソ連共産党第28回大会、「党の連邦制化」を決定。

1991年12月 ソ連解体。

1986年4月 防衛庁防衛研究所に着任。

1986年12月-1987年2月「新『ソビエト連邦共産党規約』—旧規約との異同とその意味—」公刊。

1988年5月「ゴルバチョフ政治改革の現在—『エリツィン解任事件』と全連邦党協議会の問題を中心に—」公刊。

1990年2月「ゴルバチョフ政権下におけるソ連共産党の変化」公刊。

1990年3月「最近のソ連情勢—ソ連共産党中央の制度改革と人事の問題を中心に—」公刊。

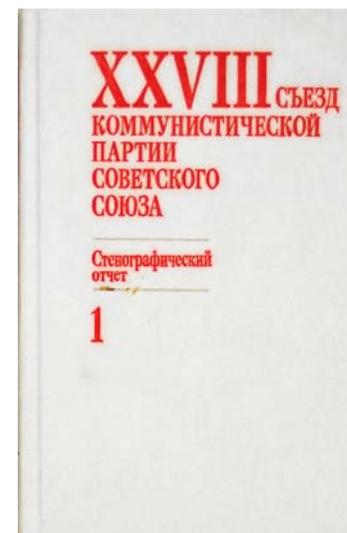
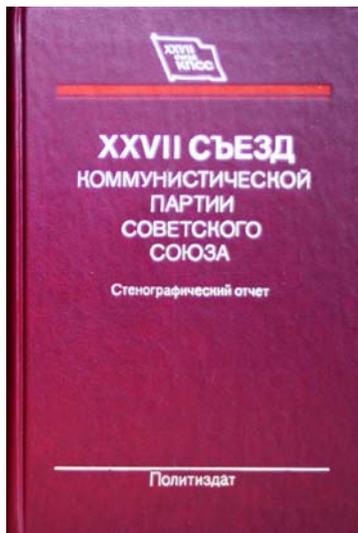
1990年3月 在ソ連日本大使館政務班に着任。

1990年9月「ソ連共産党第19回全連邦協議会以降の党の制度改革と指導部人事」公刊。

1992年2月 帰国。

## 2.1. ソ連共産党の改革

- 1986年のソ連共産党第27回党大会において採択された新党規約は、1977年のブレジネフ憲法の新規定を反映させつつ、党内民主化および党の憲法・法律への従属を規定し、党改革への第一歩となった。
- ソ連共産党の改革(①地方党委員会書記の複数候補制・秘密投票選挙の実施、②党内被選出ポストの任期制の導入、③党委員会第一書記とソヴィエト議長の兼任、④党中央委員会機構の改革)が進められ、最終的に1990年7月のソ連共産党第28回大会において、「党の連邦制化」、すなわちソ連共産党を中央集権的な組織から各連邦構成共和国党の連合組織へと改組することが決定され、その党大会前後の時期に党員の離党や党の威信の低下が顕著となり、一挙にソ連共産党の解体へと向かった。

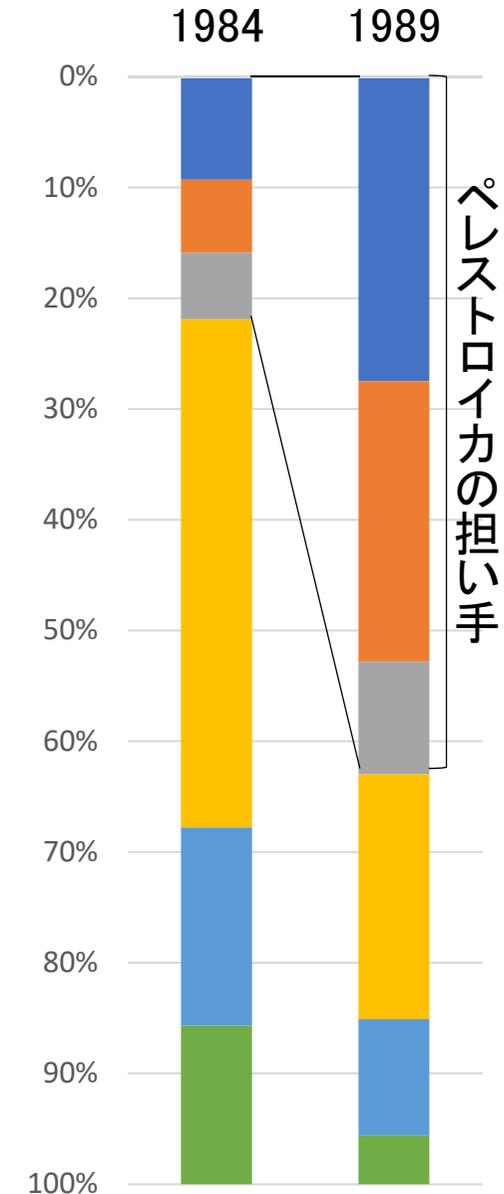


## 2.2. ソヴィエト(議会)の改革

- ゴルバチョフ、1986年2-3月のソ連共産党第27回大会で、ソヴィエト(議会)の活性化・民主化に言及し、「選挙の実践に必要な修正を加える」と指摘。
- 1987年1月のソ連共産党中央委員会総会、「ソヴィエト代議員候補者指名と討議の実践から形式主義の要素を排除し、もっと多くの数の候補者に対する態度を表明し、選挙過程のすべての段階に効果的に参加する可能性を選挙人に与えることが重要である」と決定。
- 1987年6月、地方ソヴィエト選挙で、一部の実験選挙区(総議席の4%)で大選挙区制に基づく競争選挙を実施。新人率の上昇など統計的誤差以上の意味のある変化をもたらし、とくに心理的な面で大きな変化(当選確実ではないため)をもたらした。
- 1988年6-7月のソ連共産党第19回全連邦協議会、「ソヴィエトの権威と影響力の復活は、現行の選挙制度の大幅な刷新を必要とする。……候補者の無制限の指名、広範で自由な候補者の審議、議席数を上回る数の候補者を投票用紙に記載する」ことなどを決定。
- 1988年11-12月のソ連最高ソヴィエト臨時会期、憲法改正とソ連人民代議員選挙法を採択。→ソ連初の複数候補によるソ連人民代議員選挙の実施へ。

# 選挙結果

- 1989年3月26日、ソ連初の複数候補によるソ連人民代議員選挙を実施。
- 1984年のソ連最高ソヴィエト選挙結果との比較
  - 新人率58.9%から88.1%に上昇
  - 党員・党員候補の比率が71.4%から87.0%に上昇
  - 学術・大学・教育関係者、国民保健関係者、文化・芸術関係者、マスコミ関係者の比率が9.3%から27.5%に上昇
  - 下級管理者の比率が6.6%から25.3%に上昇
  - 高度専門技術者・知識人の比率が6.0%から10.2%に上昇
  - 労働者・一般コルホーズ員・非専門家職員の比率が45.9%から22.1%に低下
  - 党機関・労働組合・コムソモール(共産主義青年同盟)機関の勤務員(いわゆる専従党員)の比率が17.9%から10.5%に低下
- 競争選挙の導入は、ソ連人民代議員における党機関勤務員の減少と、高度専門職・下級管理者・知識人・文化人(=ペレストロイカの担い手)の増加をもたらした。



## 2.3. ソ連共産党の解体からソ連国家の解体へ

- 1989年3月のソ連人民代議員選挙における競争選挙の導入は、結果的にソ連共産党の解体を導くことになった。
- 1989年以降の党員数の顕著な減少。
  - 1989年 25万9,605人減少(対前年比 マイナス1.3%)
  - 1990年 271万2,117人の減少(対前年比 マイナス14.1%)。
- ソ連共産党員の意識調査および世論調査にみる党の権威の低下。
  - 離党理由の上位を、「党に対する不信感」や「党活動に参加することにメリットがない」といった理由が占めており、党の権威が低下していると感じている党員が多数を占めている。
  - 軍や国家保安委員会(KGB)は「まったく信頼せず」よりも「全面的に信頼する」が多いが、ソ連共産党は1990年以降「まったく信頼せず」のほうが多く、しかもその数が増加している。
- 1990年7月のソ連共産党第28回大会における「党の連邦制化」(ソ連共産党中央委員会政治局をソ連共産党最高幹部およびソ連大臣会議議長(首相)を含む重要閣僚によって構成される政策決定機関から、ソ連の各共和国共産党中央委員会第一書記の合議制機関に改組したこと)により、ソ連共産党は、中央集権的な一枚岩の党であることをやめ、各共和国共産党の連合組織に変化。  
→→→ 最終的にソ連共産党の解体へ →→→ ソ連国家の解体へ

### 3. ロシア連邦の発足

1991年6月 エリツィン大統領選出。  
1991年12月 ソ連邦の解体。  
1992年1月 ロシア連邦の発足。  
1996年7月 エリツィン大統領再選。  
1999年8月 プーチン政府議長就任。  
1999年12月 エリツィン大統領任辞任。  
2000年3月 プーチン大統領選出。  
2001年12月 与党「統一ロシア」発足。  
2003年11～04年3月「バラ革命」。  
2004年3月 プーチン大統領再選。  
2004年12月 地方首長公選制停止。  
2005年11～06年1月 NGO・NPO法制。  
2008年3月 メドヴェージェフ大統領選出(プーチンは政府議長に)。  
2012年3月 プーチン大統領三選。  
2012年5月 地方首長公選制復活。  
2018年3月 プーチン大統領四選。

1992年4月 財団法人日本国際問題研究所ロシア研究センターに着任。

1995年12月 ロシア下院選選挙監視(1999年12月、2007年12月、2011年12月にも)。

1996年6月 ロシア大統領選選挙監視(2008年3月、2012年3月にも)。

2000年4月 上智大学外国語学部ロシア語学科教授に着任。

2003年4月 ロシア語学科長(2007年3月まで)。

2004年12月 ウクライナ大統領選選挙監視(オレンジ革命)。

2009年4月 外国語学部長(2011年3月まで)。

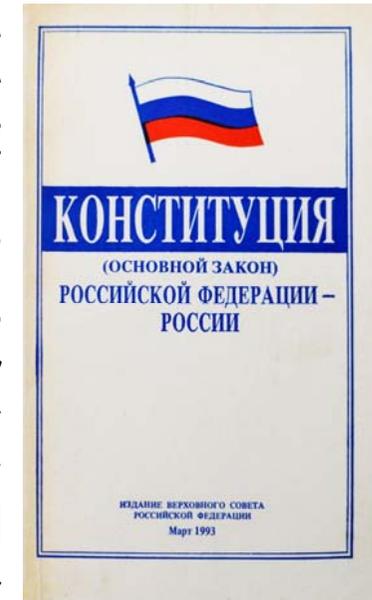
2009年10月 ロシア・東欧学会代表理事(2015年10月まで)。

2013年8月 内閣府独立行政法人評価委員会委員長(2013年8月まで)。

2015年10月 ベラルーシ大統領選選挙監視。

### 3.1. エリツイン政権下の連邦制をめぐる諸問題

- 1993年12月のロシア連邦憲法採択のための国民投票の実施後、投票率および絶対賛成票率の低かった独立志向の強い共和国に対して懐柔のために行われた政治的・経済的譲歩を伴う権限区分条約の締結が、「連邦憲法と連邦執行権力の権威の喪失ないし権力の空洞化」をもたらした。
- 1995年12月の国家会議(下院)選挙でロシア連邦共産党が第1党となり、さらにその半年後の1996年6月の大統領選挙でエリツインとジュガーノフ共産党議長とが接戦を演じるという情勢を背景に、政局の安定のため、エリツイン政権が、上院メンバーである各地方(連邦構成主体)の執行機関の長(首長)と立法機関の長(議会議長)に譲歩する必要性が生じ、共和国以外の辺区・州などとのあいだでも権限区分条約が締結されるようになり、連邦執行権力の空洞化がさらに進んだ。
- 1998年8月の金融危機がその空洞化に拍車をかけることになり、各地方が、金融危機に際して域内住民の生活防衛のために商品流通の制限・流通への課税・域内通貨とも言えるクーポンの発行・価格統制などを実施したことにより、連邦政府の財政・金融政策の実施が困難となり、地方の執行機関の長である首長が大きな経済的権限を持つに至った。
- 1998年頃から、連邦の憲法・法律と、地方の憲法(憲章)・法律とのあいだの不適合が目立つようになった。
- →行き過ぎた分権化

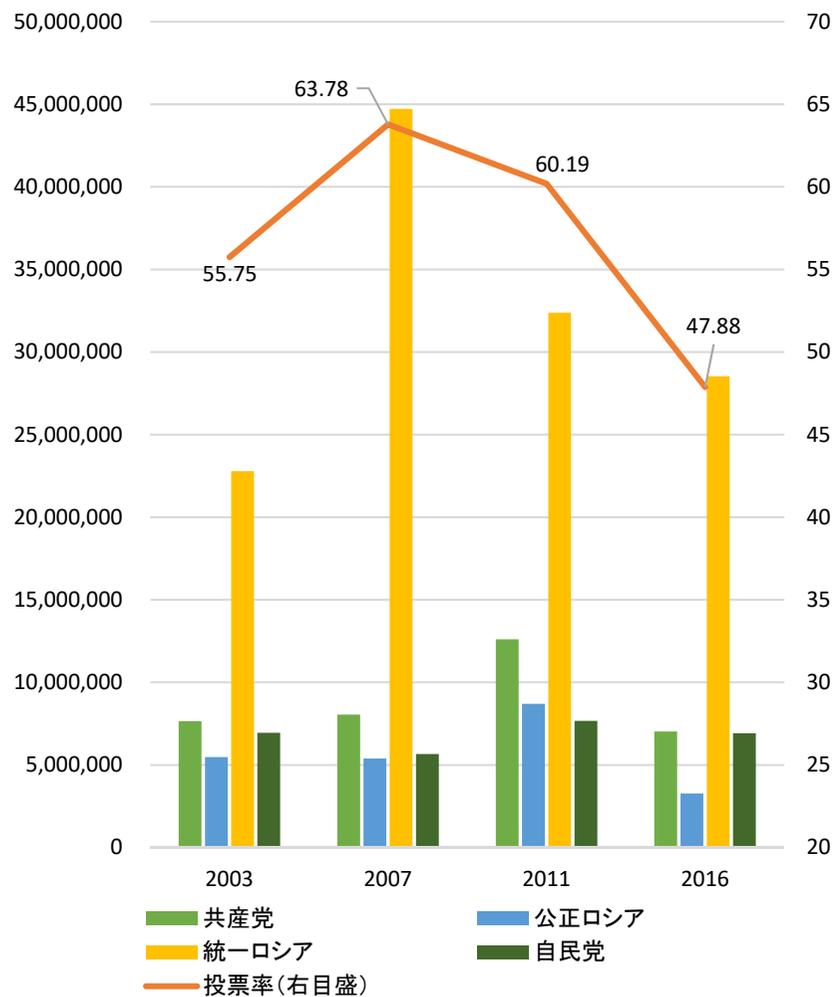


## 3.2. プーチン政権下の連邦制改革

- いくつかの連邦構成主体指導部に対して、連邦構成主体の法律を改正してロシア連邦憲法に合致させるよう求める一連の大統領令を発令。
- 2000年5月、大統領令により、大統領全権代表を連邦構成主体ごとに置く方式を改め、全国を7つの連邦管区、すなわち、中央、北西、南方、沿ヴォルガ、ウラル、シベリア、極東連邦管区に分け、そこに大統領全権代表を置く制度を導入。
- 2000年8月、「連邦会議編成手続法」により、連邦会議(上院)のメンバーは各地方(連邦構成主体)の立法機関と執行機関から1人ずつ選出されることとなり、地方首長と地方議会議長が自動的に連邦会議(上院)メンバーとなるこれまでの仕組みを廃止。
- 2004年12月、法改正により、大統領によって提案された地方首長候補を当該地方議会において承認する手続きの導入、すなわち大統領による地方首長提案制を導入(単純な任命制ではない)。
- 2005年12月、法改正により、地方議会第一党が首長候補者を提案、それを当該議会が承認したのち、その候補者が大統領に提案され、大統領がそれを受けて、再び当該議会に首長候補者を提案するという制度に変更。
- →中央集権制の強化(ただし、地方首長公選制は2012年5月に復活)。

### ロシア

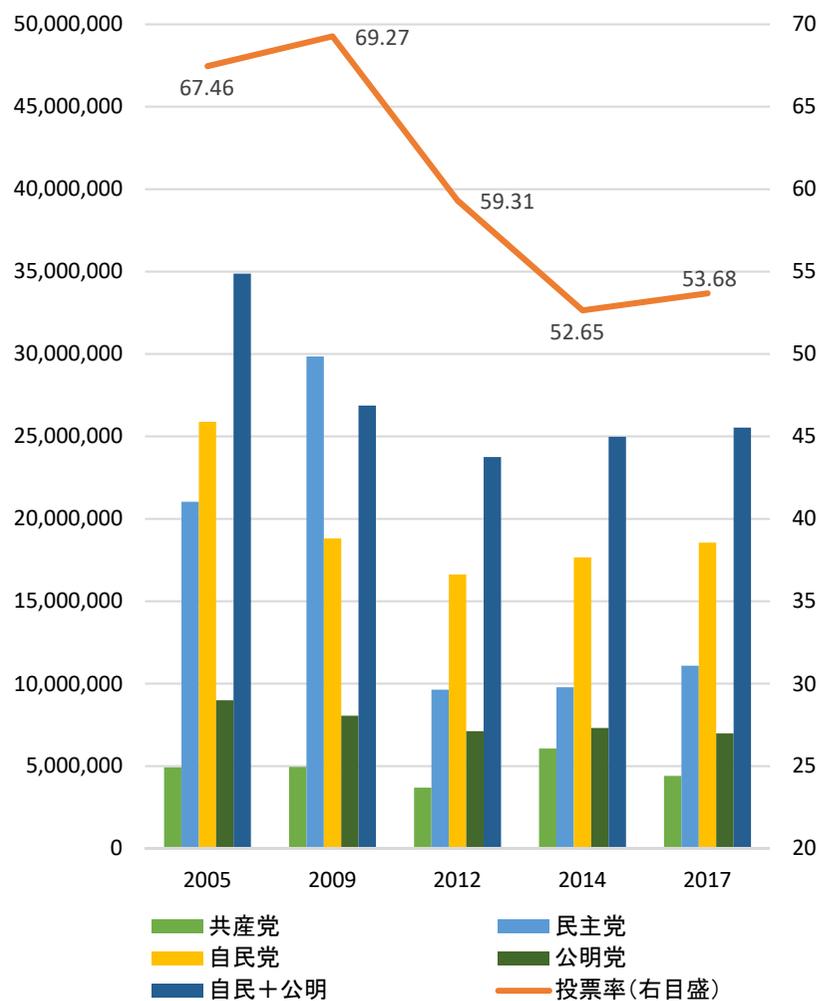
2003～16年下院議員選挙比例区の  
主要党派別得票数と投票率



注: 2003年は公正ロシアではなく祖国。

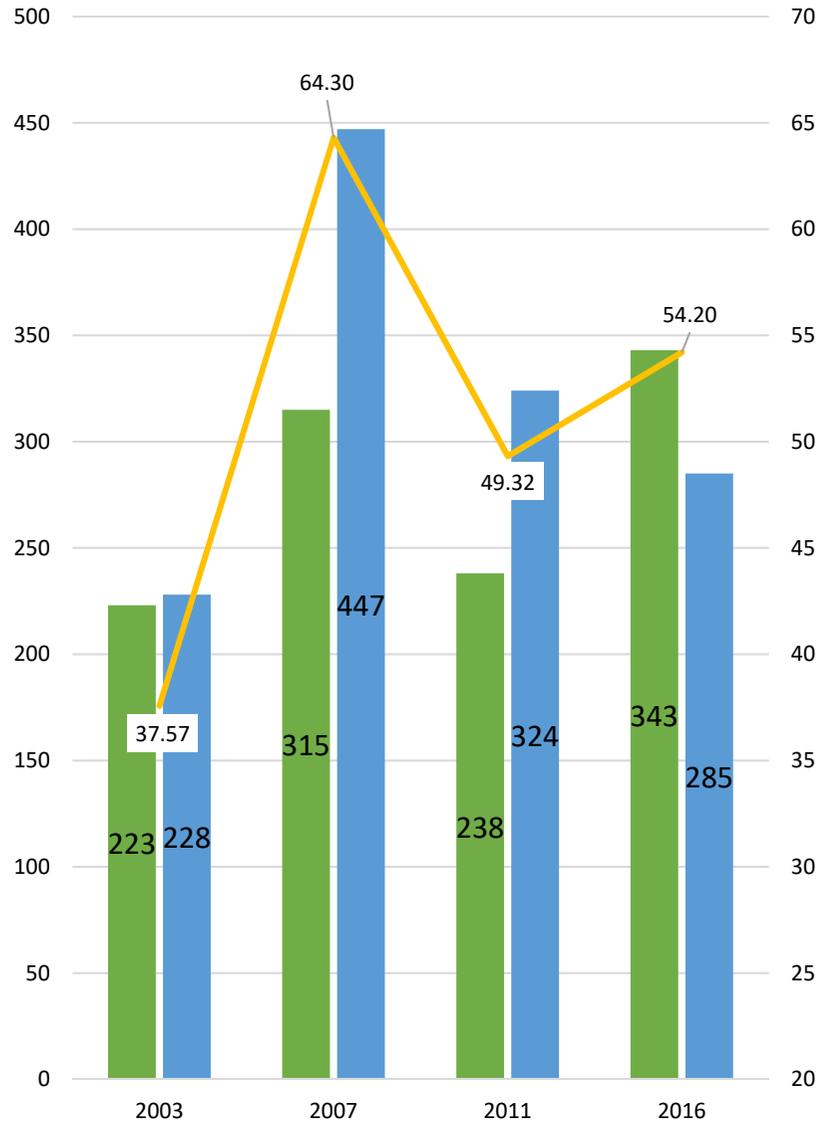
### 日本

2005～17年衆議院議員選挙比例区の  
主要党派別得票数と投票率

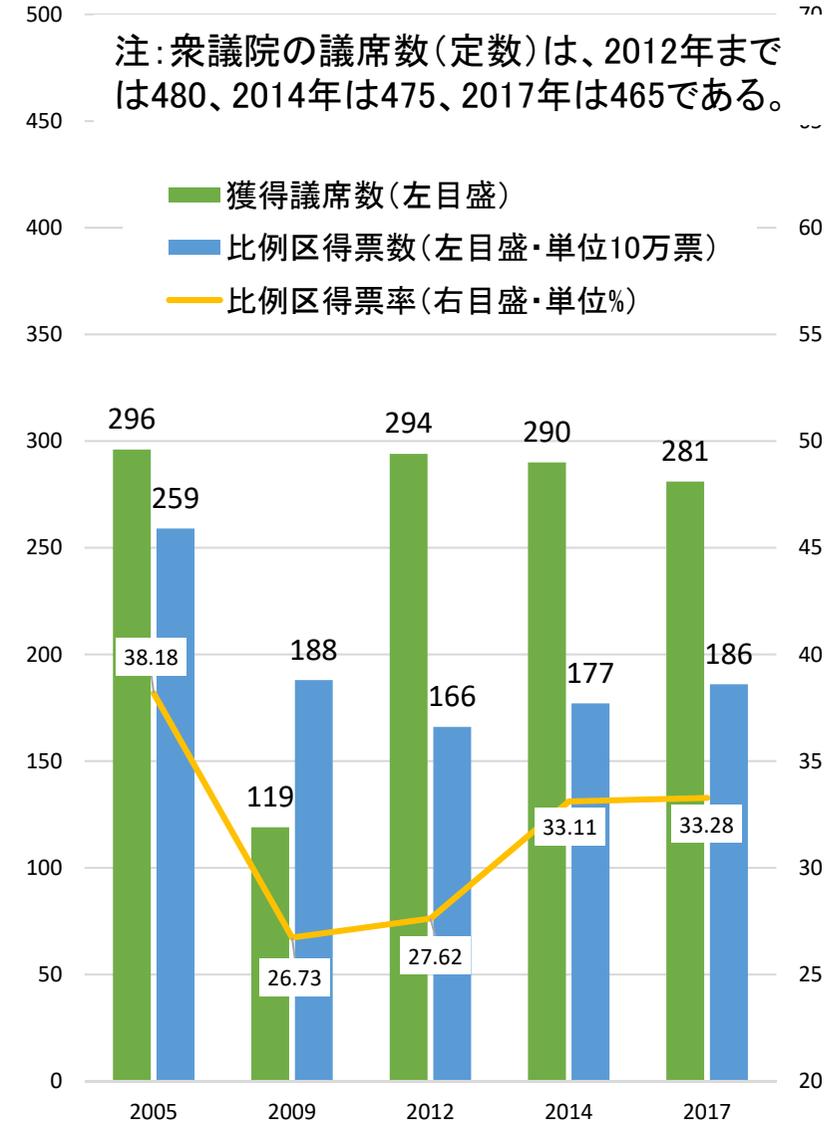


注: 2017年は民主党ではなく立憲民主党。

## 2003～16年下院議員選挙の統一ロシアの獲得議席数、比例区得票数・得票率



## 2005～17年衆議院議員選挙の自民党の獲得議席数、比例区得票数・得票率

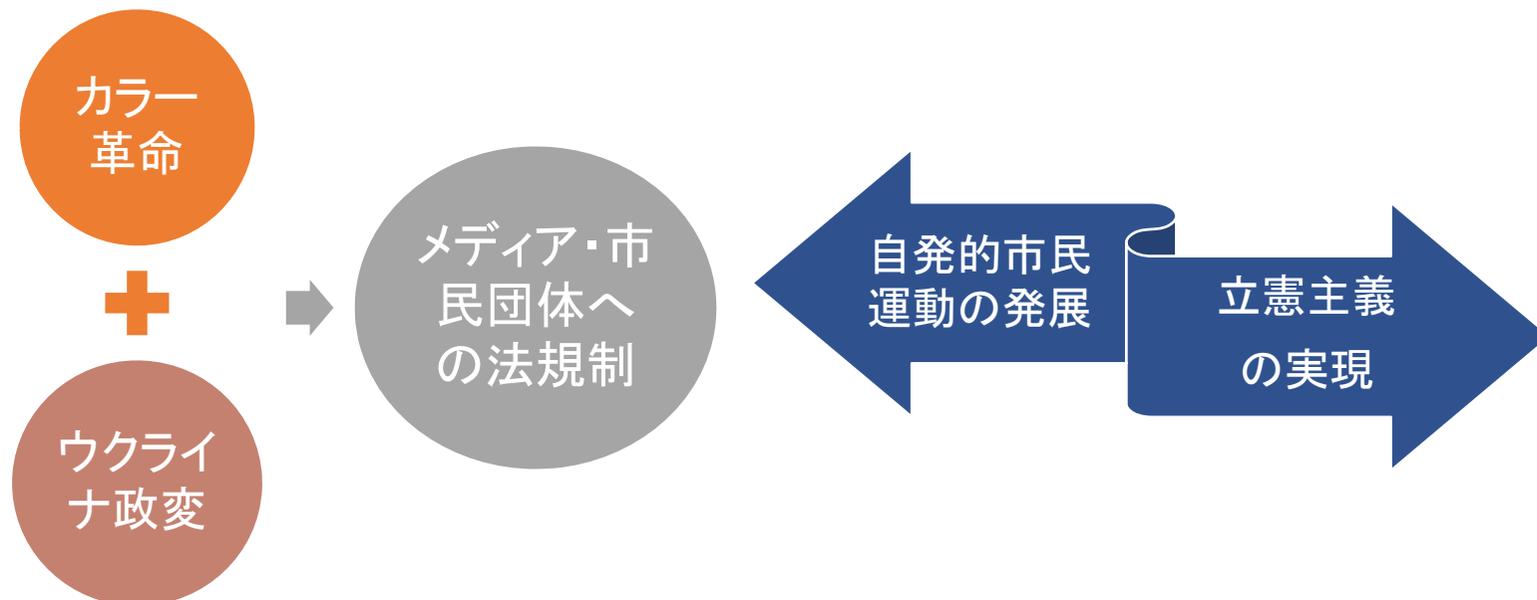


## 4. まとめ

- ソ連期は、ソ連共産党とソヴィエトの多元主義化・競争選挙の導入が政治改革の主要なテーマであった。
- ソ連解体後は、連邦制のあり方が政治改革の主要なテーマであった。
- エリツィン政権下で、野党が国家会議(下院)第一党であるという状況下で政局の安定をはかるという短期的政治目標の達成のために連邦制を押し進めたところ、「行き過ぎた分権化」ないしは「疑似封建制化」とでも言うべき体制ができあがってしまい、連邦中央の政策が実施できなくなるという事態が生じた。
- 2000年5月に大統領となったプーチンは、エリツィン政権がつねに少数派の政権であったという事実に着目し、1999年12月の国家会議選挙で共産党に次ぐ第二党となった「統一」党と、第三党となった「祖国－全ロシア」を合同させ、与党「統一ロシア」を創設し、安定した政局を維持しつつ、自身の政策を推進している。
- プーチン政権下で進められた連邦制の改革は中央集権制の強化である。この改革の中心は、地方首長が連邦政府の政策を受け入れ、地方で着実に実施していく体制を作り上げることであった。地方行政のコントロールは、本来は、与党の地方組織と与党の推す地方首長を通じて実施されるが、2000年に設立され初めて多数派与党となったばかりの「統一ロシア」にはまだその力量はなかったため、プーチン大統領は、2004年12月に地方首長公選制を廃止し、与党「統一ロシア」の組織形成が進む中で、2005年12月からは、地方首長の選任を、地方議会第一党が主導権を持つ任命制に変更した。
- そしてさらに、「統一ロシア」の組織形成が進み、多くの地方議会で安定的に「統一ロシア」が第一党であり続けることが可能となった2012年の段階で、地方首長公選制を復活させた。

## 5. 今後の展望

- ・プーチン政権下の連邦制改革は、一段落したと考えられる。
- ・今後は、政党法、大統領選挙法、国家会議議員選挙法、連邦会議編成方法などの改正が、さらに新たな展開を見せることになると考えられる。
- ・また、2004～05年のカラー革命(ジョージアの「バラ革命」、ウクライナの「オレンジ革命」)、2013年以降のウクライナ政変を経て、外国の内政干渉によって国内政局が不安定化することに対する強い警戒心を背景に、インターネットを含むメディアや政治活動を行う市民団体などに対する法規制が進められている。
- ・こうした状況下で、いかに自発的な市民活動を発展させ、あるいは立憲主義を実現していくのかが、今後の主要な課題であろう。



## 6. 最後に

- ・プーチン政権下で進められた中央集権制の強化や連邦構成主体首長公選制の廃止などの政策は、国内的に見れば合理的な政策であったと考えられる。
- ・メディアや政治活動団体に対する規制や、無届けデモや集会に対する罰則なども、日本における同様の法規制に比べてとくに厳しいわけではない。
- ・それにもかかわらず、これらを「プーチンの強権政治」、「民主化の逆行」、「言論弾圧」として批判する論調は、冷戦下でソ連政治研究を始めた者としては、「世間は相も変わらず」としか言いようがない。
- ・だからこそ、ロシア政治研究は、なお一層の実証性が必要な研究分野である。

